

平成31年度

高等部入学者選抜  
募集要項

福島県立郡山支援学校

所在地 福島県郡山市富田町字上ノ台1番地

電話 (024)951-0247

FAX (024)961-5784

平成31年度の福島県立郡山支援学校（以下「本校」という）高等部の入学者選抜は、『平成31年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱』（以下「実施要綱」という）によって実施する。

## I 入 学 者 募 集

### 1 課程・学科、募集定員

- (1) 課程・学科：全日制・普通科
- (2) 募集定員：15名程度

### 2 修業年限 3年

### 3 教育内容

高等学校学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領に基づいて定めた本校の教育課程により行う。

### 4 入学対象者

本校高等部教育課程の履修が可能と認められる者。

## II 前 期 選 抜

### 1 募集範囲

原則として県下一円とし、特別の場合は本校へ問い合わせること。

### 2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に定められた肢体不自由の障がいを有する者で、特別支援学校の中学部、中学校、若しくはこれに準ずる学校、若しくは義務教育学校、若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは平成31年度3月卒業見込み又は修了見込みの者（以下「卒業生及び卒業見込みの者」という）。

なお、県立高等学校I期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という）の合格内定者は、出願することができない。

### 3 出願方法

- (1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込みの者は、在学（出身）学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

### 4 併願の取扱い

同一人が同時に本校高等部以外の県立特別支援学校高等部又は県立高等学校に出願することは認めない。

### 5 出願期間

平成31年2月13日（水）から2月18日（月）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。

### 6 出願に必要な書類

- (1) 入学願書（本校所定の用紙）
- (2) 高等部入学志願に関する調査書（実施要綱の様式第2号。以下「調査書」という）

なお、知的障がい特別支援学校中学部生徒指導要録（視覚支援学校、聴覚支援学校及び肢体不自由又は病弱支援学校で知的障がいを併せ有する生徒のものも含む）、又は中学校生徒指導要録（知的障がい特別支援

学級)を使用している学校においては、学習の記録(実施要綱の様式第3号)を調査書に添付する。様式第3号の記入については、実施要綱の「調査書記入上の注意」を参照することとする。

年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は、平成31年2月22日(金)から2月25日(月)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。

(3) 学校教育法施行令第22条の3に定められた肢体不自由者であることを証明する書類(「身体障害者手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など)を入学願書に添付して提出する。

ただし、本校の中学部から出願する場合はこの証明書類は必要としない。

(4) 在学(出身)学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿(実施要綱の様式第4号)を添付する。

(5) 入学検定料は徴収しない。

## 7 入学願書用紙請求及び出願書類提出先

〒963-8041 郡山市富田町字上ノ台1番地(電話024-951-0247) 福島県立郡山支援学校

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、392円切手を貼付した返信封筒(長形3号)を同封の上、平成31年2月18日(月)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 8 願書受付

(1) 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票を交付する。

(2) 本校校長は、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことがある。

## 9 出願先変更

出願先を変更する場合は、平成31年2月19日(火)から2月21日(木)までの期間内で、1回に限り、前期選抜出願変更願(実施要綱の様式第5-1号)を在学(出身)学校長を通して、本校校長に提出する。受付時間は、出願の場合と同じである。すでに交付を受けている受験票は、本校校長に返還する。

## 10 出願の取消し

(1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込みの者が出願を取り消す場合は、出願取消届(実施要綱の様式第9号)を在学(出身)学校長を通して、本校校長に提出する。

(2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を直接、本校校長に提出する。

(3) 出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。

## 11 調査書

実施要綱の「調査書記入上の注意」に従って記入する。

## 12 入学者選抜

(1) 調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

(2) 学力検査A型、B型及びC型の3種類とする。

① A型は、中学部又は中学校で通常の教育課程を履修した者の検査とし、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の検査とする。

② B型は、知的障がい者並びに重複障がい者を教育する中学部又は中学校で国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者の検査とし、国語、数学の2教科及び自立活動の諸検査とする。

③ C型ーアは、知的障がい者並びに重複障がい者を教育する中学部又は中学校で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者の検査とし、自立活動の諸検査とする。

④ C型ーイは、知的障がい者並びに重複障がい者を教育する中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者の検査とし、自立活動の諸検査及び行動観察とする。

なお、学力検査の型について不明な点があれば、本校に問い合わせること。

(3) 面接 志願者全員に対して行う。

(4) 場所 福島県立郡山支援学校

(5) 期日 平成31年3月7日(木)

(6) 日程

時刻	時間	A型	B型	C型—ア	C型—イ
8:10~8:30		受付			
8:30~8:45		日程説明			
9:00~9:40	40分	国語	国語(20分) 数学(20分)	自立活動の 諸検査	自立活動の諸検査 及び行動観察
		休憩			
9:55~10:35	40分	数学	自立活動の 諸検査	面接	面接
		休憩			
10:50~11:30	40分	理科	面接	/	
		休憩			
11:45~12:25	40分	社会			
		昼休み			
13:25~14:05	40分	外国語 (英語)			
		休憩			
14:20~15:00	40分	面接			

(7) 当日は、受験票、上履き、筆記用具、マスクを持参すること。A型受験者は昼食を持参すること。

1.3 合格者発表

(1) 期 日：平成31年3月14日(木) 正午以降

(2) 場 所：本校2階玄関前に掲示する。

(3) その他：合格者には、合格通知書を交付する。その際、受験票を持参すること。

ただし、電話での問い合わせには応じない。

1.4 入学辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(実施要綱の様式第11号)を在学(出身)学校長を通して、本校校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業後及び卒業見込みの者以外の者は、直接、本校校長に提出する。

1.5 その他

本校高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに本校の教育相談を受けるものとする。

## Ⅲ 後 期 選 抜

1 募集範囲

原則として県下一円とし、特別の場合は、本校へ問い合わせること。

## 2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に定められた肢体不自由の障がい者を有する者で、特別支援学校の中学部、中学校、若しくはこれに準ずる学校、若しくは義務教育学校、若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは平成31年度3月卒業見込み又は修了見込みの者（以下「卒業生及び卒業見込みの者」という）及び原則として下記（1）から（3）に該当する者。

- (1) 県立高等学校Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜、連携型選抜、高等部前期選抜のいずれかを受験している者。
- (2) 県立高等学校Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜、連携型選抜、高等部前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。
- (3) 他県からの転入のため、高等部前期選抜に出願できなかった者。

なお、県立高等学校Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜、連携型選抜、高等部前期選抜のいずれかにおいて合格した者は、出願することはできない。

障がいの種類・程度等が学校教育法施行令第22条の3に定められた肢体不自由の障がいに該当するかどうか疑問がある場合は、本校に問い合わせること。

## 3 出願方法

- (1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込みの者は、在学（出身）学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

## 4 併願の取扱い

同一人が同時に本校高等部以外の県立特別支援学校高等部又は県立高等学校に出願することは認めない。

## 5 出願期間

平成31年3月15日（金）から3月18日（月）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。

## 6 出願に必要な書類

- (1) 入学願書（本校所定の用紙）
- (2) 高等部入学志願に関する調査書（実施要綱の様式第2号。以下「調査書」という）。入学願書に添付して提出する。

なお、知的障がい特別支援学校中学部生徒指導要録（視覚支援学校、聴覚支援学校及び肢体不自由又は病弱支援学校で知的障がいを併せ有する生徒のものも含む）、又は中学校生徒指導要録（知的障がい特別支援学級）を使用している学校においては、学習の記録（実施要綱の様式第3号）を調査書に添付する。様式第3号の記入については、実施要綱の「調査書記入上の注意」を参照することとする。

ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。

- (3) 学校教育法施行令第22条の3に定められた肢体不自由者であることを証明する書類（「身体障害者手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）。入学願書に添付して提出する。  
ただし、本校の中学部から出願する場合はこの証明書類は必要としない。
- (4) 在学（出身）学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（実施要綱の様式第4号）を添付する。
- (5) 入学検定料は、徴収しない。

## 7 入学願書用紙請求及び出願書類提出先

〒963-8041 郡山市富田町字上ノ台1番地（電話 024-951-0247） 福島県立郡山支援学校

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、392円切手を貼付した返信封筒（長形3号）を同封の上、平成31年3月18日（月）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 8 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票を交付する。

(2) 入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことがある。

## 9 出願先変更

出願先を変更する場合は、平成31年3月19日(火)に、1回に限り、後期選拔出願変更願(実施要綱の様式第5-2号)を在学(出身)学校長を通して、本校校長に提出する。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに在学(出身)学校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的に対応する。すでに交付を受けている受験票は、本校校長に返還する。

## 10 出願の取消し

(1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込みの者が出願を取り消す場合は、出願取消届(実施要綱の様式第9号)を在学(出身)学校長を通して、本校校長に提出する。

(2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を直接、本校校長に提出する。

(3) 出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。

## 11 調査書

実施要綱の「調査書記入上の注意」に従って記入する。

## 12 入学者選抜

(1) 調査書、面接の結果に加えて、小論文(作文)又は自立活動の諸検査の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

(2) 面接及び小論文(作文)又は自立活動の諸検査のいずれかを実施する。

① 場所：福島県立郡山支援学校

② 期日：平成31年3月22日(金) 午前9時～

③ 日程

時刻	時間	
8:30～ 8:40		受付
8:40～ 8:50		日程説明
9:00～ 9:40	40分	小論文(作文)又は自立活動の諸検査
休憩		
9:50～10:20	30分	面接

(3) 当日は、受験票、上履き、筆記用具、マスクを持参すること。

## 13 合格者発表

(1) 期日：平成31年3月25日(月) 正午以降

(2) 場所：本校2階玄関前に掲示する。

(3) その他：合格者には、合格通知書を交付する。その際、受験票を持参すること。

ただし、電話での問い合わせには応じない。

## 14 入学辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(実施要綱の様式第11号)を在学(出身)学校長を通して、本校校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者は、直接、本校校長に提出する。

## 15 その他

本校高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに本校の教育相談を受けるものとする。

## 交通案内図

●乗車できるバス（福島交通）

郡山駅バスターミナル

「郡山インター前」下車、徒歩5分

- ・卸団地経由 - 郡山西部工業団地行
- ・玉川経由 - 熱海行
- ・夏出行

「百合ヶ丘団地」下車、徒歩10分

- ・下富田経由 - 百合ヶ丘団地行
- ・テニスコート経由 - 百合ヶ丘団地行

●郡山駅からの所要時間

- ・バス → 約30分
- ・タクシー → 約20分

●高速道路

「郡山インターチェンジ」から1分

